

令和2年度 第2回大野市国民健康保険運営協議会 会議録概要

と き：令和3年2月18日（木）午後7時00分～8時30分
と ころ：結とびあ 302号室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の選任

4. 議題

(1) 令和3年度大野市国民健康保険事業特別会計予算（案）の状況について（P1～P5）

【事務局説明後、質疑応答】

- 委員 繰入金が多いのは医療費が増えたということか。
- 事務局 事業費納付金額が高額なことと保険税の収入が少ないということで、その財源の補填を繰入金でまかなっている。
- 委員 それほど医療費は変わっていないと思われるが。
- 事務局 繰入金の2億9697万3千円の内訳には、財源補填の分とさらに事務費の繰り入れなどもある。国民健康保険加入者は高齢で所得の低い方が多い割合となっているため基本的には財政面が弱い会計である。県の単位化が始まって3年になるが、そもそも構造的に国保の財政が厳しく、県単位化になって財政状況が改善されているかと言うと、逆に大野市の場合、改善されているとは言えない状況であるのでその辺を分析していく必要があると考えている。
- 委員 団塊の世代が後期高齢者に移行し、被保険者の人数が減っていくということはわかっていたことなので、もっと早くに税率を上げていけばこうならなかったのではないか。
- 事務局 県が示している標準保険税率よりも大野市は低い税率になっているので、標準保険税率を目指して大野市の税率も検討していく必要があると考える。
- 委員 総額でどれくらい上げる予定か。一気に上げるのは大変だと思う。
- 事務局 赤字解消と言いますと、国保財政では今まで4千万程度の繰り入れをしてきているので、4,5千万上げれば赤字は解消できるということになるが、一度に税率を4千万円上げるのは難しいので、2回に分けて2千万円ずつとか3回に分けるとか、どのようにしていくか検討したい。それと医療費適正化として医療費の削減のための取り組み方を見直していくなど、様々な面で国保財政を見直していく必要がある。
- 委員 自治体が赤字を補填するために一般会計から繰り入れをするという努力をしているのに、その努力をすると交付金を減らすということになって、どうしても値上げをしないと行けないということになってしまうのか。
- 事務局 赤字補填しているところに国がペナルティをかけるようなこともあるが、本来不安定な国保財政については国の方でしっかり制度設計をして、市や被保険者の方の負担が過重にならないように制度改正して欲しいということは毎回国の方へ要望している。税率も適正なものにしていかなくては行けないと考えている。

(2) 保健事業について (P 6 ~ P 1 2)

【事務局説明後、質疑応答】

- 委員 1点目に、保険税の値上げをしていく中で入浴サービスが今後も本当に必要なのか。2点目に、パート職員で国保に入っている会社員の健診を受けるため特定健診を受けない人の数は差し引かないと受診率は上がらないと思う。
- 事務局 入浴サービスについては今後も続けていくか検討をしていきたい。
パート職員等の特定健診については、受診勧奨の時に職場で健診を受けているようなら情報提供をして欲しいとお願いしているため、情報提供を受けた数は、特定健診受診の数の中に含まれている。
- 委員 透析患者数は糖尿病性腎症から透析になった数なのか。
- 事務局 病院から何によって透析に移行したかという報告があり、それを確認した人数になっている。
- 委員 糖尿病性腎症というのはどういう規定をしているか。
- 事務局 大野市で基準値を設定しており、そこから対象者を抽出し、医療機関に受診した際に判定してもらっている。
専門的な内容については明確にお答えすることができないが、検査についてもどのようにしていくとよいかアドバイスいただきたい。今回お示ししたものは県や他の市町でも実施しているような一つの取り組みで、そこで示されているものを参考にしながら大野市でも取り組んでいる。検査の方法や事業の推進手法について、今回おっしゃっていただいたことも参考にさせていただきたいと思う。

(3) 大野市国民健康保険事業運営方針(案)について (P 1 3 ~ P 1 4)

【事務局説明後、質疑応答】

- 委員 滞納をするというのはどういう理由か。
- 事務局 国民健康保険に加入されているのは低所得者の方が多いので生活が苦しくて払えないという方もいらっしゃるが、そういう方には納税相談をさせていただいて分割して支払いするというような対応をさせていただいている。
- 委員 運営方針というのは何年ほどを見込んで立てているのか。5年先ぐらいか。
- 事務局 県の運営方針が3年ごとに改正になっているので、大野市も3年を目途に立てている。
- 委員 平成30年に立てた運営方針とあまり内容が変わっていないように思うが、県が3年たって改正したから大野市も3年たって変えたということか。
- 事務局 平成30年まではそれぞれの市町で国保の運営をしていたものが、県単位化に変わったため県全体としてどのように運営していくか、それに合わせて各市町でどのように運営していくかという考え方を示すものである。より健全な運営を目指しての制度改正だったが、大野市の財政が改善されているかと言うと、この3年間で大野市の繰越金も減ってきている状況で、先が読めないところもあり、3年で改正していくという状況である。
- 委員 改正をするにあたり、なぜこの改正をするかというくだりを書かなくてもよいのか。
- 事務局 そもそもこの運営方針というのがどういうものかということの説明できるような形で書いておくとわかりやすいと思うので、別様にでも書いておくように検討したい。
- 委員 コロナウィルスの保険税減免について、期間延長になるのか。
- 事務局 3月31日までの申請となっており、期間延長はしない。今回減免をするのは、令和元年分の収入に対してかかる2年度の保険税額が、収入が減ったために支払いが難しいという方

に対して減免される。令和3年度の保険税は、収入が下がった令和2年分の収入から算定し課税されるものなので、賦課する保険税額自体が下がることになり、減免の対象にはならないと思われる。

(4) その他

特になし

—審議終了—

—副会長 閉会のあいさつ—